

平成16年8月4日

各位

上場会社名 積水樹脂株式会社
代表者名 代表取締役社長 福井彌一郎
(コード番号 4212 東証・大証第1部)
問合せ先 総務部長 早川直樹
(TEL 06-6365-3204)

ストックオプション(新株予約権)の割当に関するお知らせ

当社は、平成16年8月4日開催の当社取締役会において、当社第70回定時株主総会で承認されました商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込金額、その他未定の部分は、当該新株予約権の発行予定日であります平成16年8月25日に決定する予定です。

記

1. 新株予約権の発行日
平成16年8月25日
2. 新株予約権の発行数
897個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数1,000株)
3. 新株予約権の発行価額
無償とする。
4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式 897,000株
5. 新株予約権行使時に払込みをすべき金額
未定
新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に2.に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。
1株当たりの払込金額は新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が新株予約権発行の日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。
6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額
未定

7. 新株予約権の権利行使期間

平成18年7月1日から平成21年6月30日まで

8. 新株予約権の行使の条件

権利行使時においても当社並びに当社子会社の取締役、監査役、相談役、顧問、執行役員またはその他の使用人であることを要する。但し、退職後に引き続き関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問、執行役員またはその他の使用人の地位を継続的に保有する場合には、退職日より1年以内に限り権利を行使できる。その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

9. 新株予約権の行使によって新株を発行する場合におけるその新株の発行価額中資本に組み入れない額

新株1株の発行価額より資本に組み入れる額を減じた金額とする。(資本に組み入れる額とは、新株1株の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合、その端数を切り上げるものとする。)

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡をするには取締役会の承認を要するものとする。

11. 新株予約権の割当を受ける者及び割当数

割当対象者	人数	割当数
当社取締役	10名	168個
当社執行役員	11名	93個
当社使用人	225名	549個
当社子会社取締役並びに使用人	67名	87個
合計	313名	897個

[ご参考]

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成16年5月12日
(2) 定時株主総会の決議日 平成16年6月29日

以上